

お知らせ

建設工事等の入札参加者の皆様へ

現場代理人の常駐規定の緩和措置に関する取扱いの改正について

建設業法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、三芳町建設工事標準請負契約約款第10条に基づく「現場代理人の常駐規定の緩和措置」について、兼務を認める工事の請負代金額を改正したのでお知らせします。

記

1 兼務を認める工事

次の(1)、(2)又は(3)の条件を満たす2件の工事については、1人の者が双方の現場代理人を兼務することができます。

ただし、発注者が安全管理上、兼務を認められないと判断した場合等は、兼務することができないので、ご注意ください。

(1) 2件ともに次の条件を満たす工事

- ア 三芳町（水道事業を含む。）又は埼玉県発注の工事
- イ 当初の請負代金額が1件あたり4,000万円未満の工事（建築一式工事にあつては8,000万円未満）
- ウ 三芳町内又は三芳町に隣接する市町村内で施工される工事

(2) 2件ともに次の条件を満たす工事

- ア 三芳町（水道事業を含む。）又は埼玉県発注の工事
- イ 現場代理人が主任技術者を兼ねる場合において、建設業法施行令第27条第2項の規定により当該2件の工事現場を同一の主任技術者が管理することについて認められた工事
- ウ 三芳町内又は三芳町に隣接する市町村内で施工される工事

(3) 1件については(1)のアからウまでの条件を満たし、他の1件については(2)のアからウまでの条件を満たす工事

2 兼務することができる工事等の確認方法

1の「兼務を認める工事」を適用する場合は、入札公告又は指名通知書に記載することとしています。なお、上記1の(2)に係る兼務については、入札参加資格審査時に発注者に確認を行ってください。

3 兼務する場合の手続き

現場代理人の兼務を行う場合は、発注者に「現場代理人兼務承認申請書」を提出してください。この場合に

は、必ず兼務が可能であることが確認できる書類(入札公告文、指名通知書又は現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書等)を添付してください。詳しくは、「三芳町建設工事請負における現場代理人の常駐規定の緩和措置に関する取扱い」及び、「現場代理人の常駐規定の緩和措置に関するフローチャート」を参照ください。